

葉 個 審 第 1 号
令和2年11月24日

葉山町教育委員会教育長 返町 和久 殿

葉山町個人情報保護審査会
会長 河 野 康 裕



個人情報保護審査諮問書について（答申）

令和2年10月13日付け葉教学第93号により葉山町教育委員会教育長から諮問された「オンライン結合による個人情報の提供について」（以下「本件諮問」という。）、次のとおり答申する。

1 答申

本件諮問については適当と認める。

2 理由

（1）本件諮問の内容

本件諮問は、統合型校務支援システムを利用するにあたり、通信回線によって町立小・中学校に設置する電子計算機（管理者は葉山町教育委員会）と、クラウド方式で提供する事業者の統合型校務支援システムをインターネット回線等によってオンライン結合し、町立小・中学校が所有する個人情報を町立小・中学校以外の者に提供することについて諮問をするものである。

具体的に提供する町立小・中学校が所有する個人情報とは、以下のとおりである。

ア 学校名及び学校番号

イ 学籍番号

ウ 生徒情報

入学年月日、学年、クラス名、出席番号、生徒氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、性別、生年月日、出身学校名、転入年月日、転入元、転出年月日、転出先、郵便番号、住所、緊急連絡先、進学先、部活動、兄弟姉妹、生徒会活動、学級活動、学校行事、成績情報、保健情報、健康診断情報

エ 保護者情報

保護者の氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）住所、緊急連絡先

(2) 審議すべき事項

葉山町個人情報保護条例第12条第1項では「実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機その他の情報機器と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により実施機関以外の者に個人情報を提供してはならない。」と定められており、第2項各号に該当する場合を除き、あらかじめ、当審査会の意見を聞かなければならないとされる。

本件諮問はこれに基づくものであるから、当審査会は、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがない」と認められるかについて審議検討することになる。

(3) 公益上の必要の有無について

教員は、児童・生徒への学習指導以外に、成績処理、通知表や指導要録の作成、あるいは出欠管理等の事務（以下総称して「校務」という。）を担っており、特に学年末には、通知表、指導要録、指導要録抄本と多くの資料を作成するため、校務の量は膨大になり、児童・生徒指導の時間の確保にも影響し、繰り返し転記作業を行うことは、誤記入や記入漏れ等のリスクを高めている。

統合型校務支援システムの導入は、情報の積み重ねや校務間での情報共有により、帳票作成の効率化や複数名での内容チェックによる業務精度の向上をもたらし、校務に係る教員の業務の負担を軽減し、転記に伴う誤記入、記入漏れの防止につながるものである。

たしかに、統合型校務支援システムの導入時に、同システムへの情報入力に一定程度の労力を要するものであるが、長期的に見れば、同システムに情報が入力されこれが稼働することで、かかる導入時の労力に見合う業務負担の軽減及び誤記入、記入漏れの防止が見込めるものであり、同システム導入は、教員の業務負担軽減の一助になり、教員が担うべき児童・生徒指導への還元も期待できる。

また、統合型校務支援システムはクラウド方式にて実施するものであるところ、重大な個人情報を津波や地震などの災害による損失から守り、盗難等による流出を防ぐための堅牢なデータセンターに情報機器が格納された状態で管理されることから、データ保守管理上の安全性が高まるものである。

よって、教員の業務負担軽減や誤記入、記入漏れの防止やデータの安全性確保の観点から公益上の必要性は認められる。

(4) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

教員が使用する校務パソコンと統合型校務支援システムとの間で送受信される情報は、①接続時の ID、パスワードなどの認証情報、②校務支援システム表示画面情報、③名簿等のデータをシステムへ入力（アップロード）する際のファイル情報に限定され、いずれの情報も SSL 通信により暗号化される。

特に児童・生徒の個人情報が含まれる②及び③は、統合型校務支援システムの機能により独自のデータ形式に変換され、それを SSL 通信でさらに暗号化することで安全性を確保される。

また、統合型校務支援システムを利用するに際しては、学校内に固定された特定のクライアント（校務用パソコン）を利用して、かつ、物理認証と知識認証の入力を組み合わせた二要素認証を要することになっており、不正アクセスを多要素にて防止する。

さらに、統合型校務支援システムとの間では文字情報そのものや Excel ファイルや PDF ファイル等の一般的に利用される形式でのデータ通信を行うことはなく、教員が同システムへの入力を行う場合も、クライアントのマウスやキーボードの操作情報のみが送受信され、実際にテキストデータを送受信することもない。

加えて、今後、一般競争入札で情報提供先となる委託先の選定を行う際にも客観的なセキュリティ指針を有した委託先を入札条件とし、統合型校務支援システムに入力した個人情報については、紙媒体の帳票と同様の保存期間経過後は廃棄を行うとのことである。

以上のように、情報流出や情報管理の不備に伴う事態の防止策について、現時点で考える対策を複数取っており、統合型校務支援システムを導入することで、情報流出や情報管理の不備を招来して個人の権利利益を侵害するおそれはないと認められる。

(5) 結論

統合型校務支援システムは全国的に整備が進んでおり、神奈川県下においても同様または類似のシステムを大多数の自治体が既に導入済みであり、一定程度定着した制度である。

従来型の情報集積方法では校務が増大傾向にある現状に対応するには自ずと限界があり、導入済みの他の自治体同様に、一定程度の定着し安定した統合型校務支援システムを導入することで教員の業務の合理化を進めることは、技術の進歩に伴う時代の趨勢であり、公益上の必要性がある。

さらに、神奈川県下においても同様または類似のシステムを大多数の自治体が既に導入済みである現状で、統合型校務支援システムに起因した情報流出や情報管理の不備に伴う事態が生じていないことは、同システムの安全性を担保しているものである。

以上の事実より、統合型校務支援システムにオンライン結合することによる個人情報の提供を行うことは、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるものであるから、本件諮問は適当と認めるものである。

3 付言

(1) 導入時の過度な負担を回避する配慮について

統合型校務支援システム導入の目的の一つに教員の負担軽減をあげているが、その一方で、同システム導入時には教員に否応なくシステムへの情報入力等導入の負担がかかってしまうことが想定される。導入目的を没却しないように、導入時にも教員に対して過度な負担をかけないよう配慮をいただく必要がある。

(2) 教員のセキュリティに対する意識の維持について

オンライン結合にて提供する個人情報は、前述のとおり、児童・生徒に関する重要かつ網羅的な情報であって、その取扱いは極めて慎重を要するものである。情報流出や情報管理の不備に伴う事態への防止策を幾重にも講じているとしても、統合型校務支援システムの利用者のセキュリティに対する意識が高まらなければ画餅に帰す結果となる。取り扱う個人情報が重要かつ網羅的な情報であることを踏まえ、継続的に教員のセキュリティに対する意識を高く維持できるような施策を期待するものである。

以上